

＜対策のポイント＞
林業の成長産業化を実現するため、公共建築物等の木造化・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用、民間セクターによる非住宅建築物等への木材利用などの様々な分野における木材需要の創出と高付加価値木材製品の輸出拡大の取組を支援します。

＜政策目標＞
国産材の供給・利用量の増加（30百万m³〔平成29年〕→40百万m³〔平成37年〕）

＜事業の内容＞		＜事業イメージ＞	
1. 民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業 ○ 民間事業者等が主導する公共建築物等の木造化・木質化を推進する取組を中央段階及び地域段階で支援します。		1 民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業  施設の用途に応じた木造化・木質化の在り方や低コスト化方策の検討・普及	2 「地域内エコシステム」構築事業  地域への専門家の派遣によるノウハウの提供、設計支援やその成果の検証・普及
2. 「地域内エコシステム」構築事業 ① 木質バイオマスのエネルギー利用における「地域内エコシステム」の構築に向け、地域の体制づくりや技術開発、技術面での相談・サポート等を支援します。 ② 木材の新たなマテリアル利用促進に向けた技術開発等を支援します。		 F/S調査や地域協議会の運営、技術開発、相談窓口の設置等 CNF等木材の新たなマテリアル利用の技術開発や用途開発、実証等	
3. 高付加価値木材製品輸出促進事業 ○ 木造住宅等の輸出を促進する取組や企業間の連携によるモデル的な輸出の取組、日本産木材製品のPR等の取組を支援します。		3 高付加価値木材製品輸出促進事業  ・輸出向け製品の規格化の検討や施工マニュアルの作成、国内外での技術講習会の開催等 ・企業が連携して日本産木材製品を輸出するモデル的な取組 ・既存モデル住宅等を活用した日本産木材製品のPR活動や新たな輸出先国でのセミナー開催等	4 「クリーンウッド」普及促進事業  木材関連事業者の登録を促進するための、専門家派遣による働きかけやセミナー等の実施、協議会の普及啓発活動  「クリーンウッド・ナビ」での合法伐採木材関係情報の提供
4. 「クリーンウッド」普及促進事業 ○ クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録推進、幅広い関係者へのクリーンウッドの普及啓発の取組への支援をします。国内外の違法伐採関連情報を提供します。		5 民間セクターによる非住宅建築物等木材利用促進事業  ・木材利用に取り組む民間企業ネットワークを構築し、マーケットインの発想で木材利用を進める上での課題・条件の整理等 ・民間企業や国民に対する木材利用の理解促進等に向けた普及啓発活動、優れた地域材製品の顕彰、木育活動等	6 特用林産物を活用した成長産業化支援対策事業  きのこ原木の需給情報の収集・分析・提供及び薪や漆などの特用林産物の需給状況・生産・販売等に係る情報提供  きのこ原木等の生産資材導入費（震災前価格との差額の1/2）
5. 民間セクターによる非住宅建築物等木材利用促進事業 ○ 木材利用に取り組む民間企業ネットワークの構築、民間企業や国民に対する普及啓発活動の取組を支援します。			
6. 特用林産物を活用した成長産業化支援対策事業 ○ きのこ原木等生産資材の導入円滑化や、薪や漆などの特用林産物の需給状況・生産・販売等に係る情報提供を支援します。			
＜事業の流れ＞ 国 → 民間団体等		＜お問い合わせ先＞ (1～5の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2120) (6の事業) 林野庁経営課 (03-3502-8059)	

＜対策のポイント＞
林業の成長産業化及び森林の公益的機能の発揮を実現するため、意欲と能力のある経営者等が行う設備投資等に対する融資の充実を図り、木材の安定供給体制の構築等を支援します。

＜政策目標＞
国産材の供給・利用量の増加（30百万m³ [平成29年] → 40百万m³ [平成37年]）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

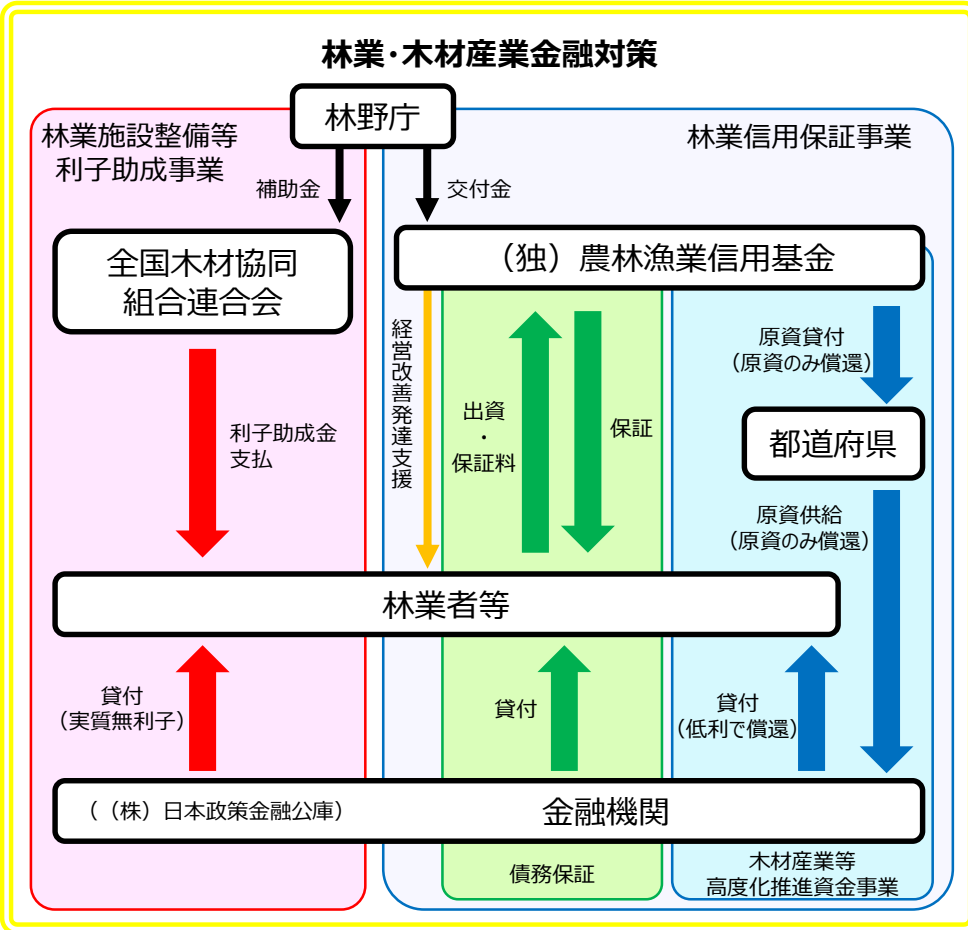
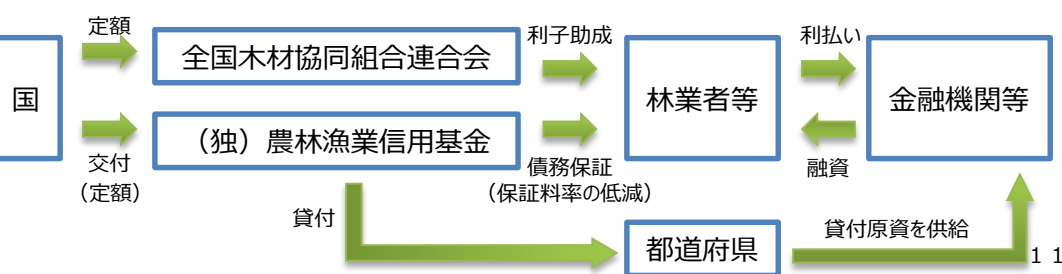
1. 林業施設整備等利子助成事業

- 森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定を受けられる林業者や自然災害の被害を受けた林業者等が（株）日本政策金融公庫等から資金を借り入れる場合に、**最大2%・最長10年間の利子助成**を行います。

2. 林業信用保証事業

- （独）農林漁業信用基金が、以下の取組を実施するために必要な経費を支援し、林業者等に対する融資の円滑化等を図ります。
 - ① 債務保証による代位弁済費の一部支援により、**保証料率を低減**します。
 - ② 重大な災害からの復旧に債務保証を利用する場合、**保証料を実質免除**します。
 - ③ 経営合理化等に必要な**運転資金を低利で融通**するための支援を実施します。
 - ④ 林業経営者に対する**経営改善発達に係る助言等**を行います。

＜事業の流れ＞



＜対策のポイント＞
木材製品の国際競争力を強化するため、林業経営を集積・集約化する地域に対して、**路網整備や高性能林業機械の導入等**を支援するとともに、**加工施設の大規模化・高効率化や高付加価値品目への転換、非住宅分野等における木材製品の消費拡大、クリーンウッド法の定着実態調査等**を支援します。

＜政策目標＞
国産材の供給・利用量の増加（30百万m³〔平成29年〕→40百万m³〔平成37年〕）

＜事業の内容＞

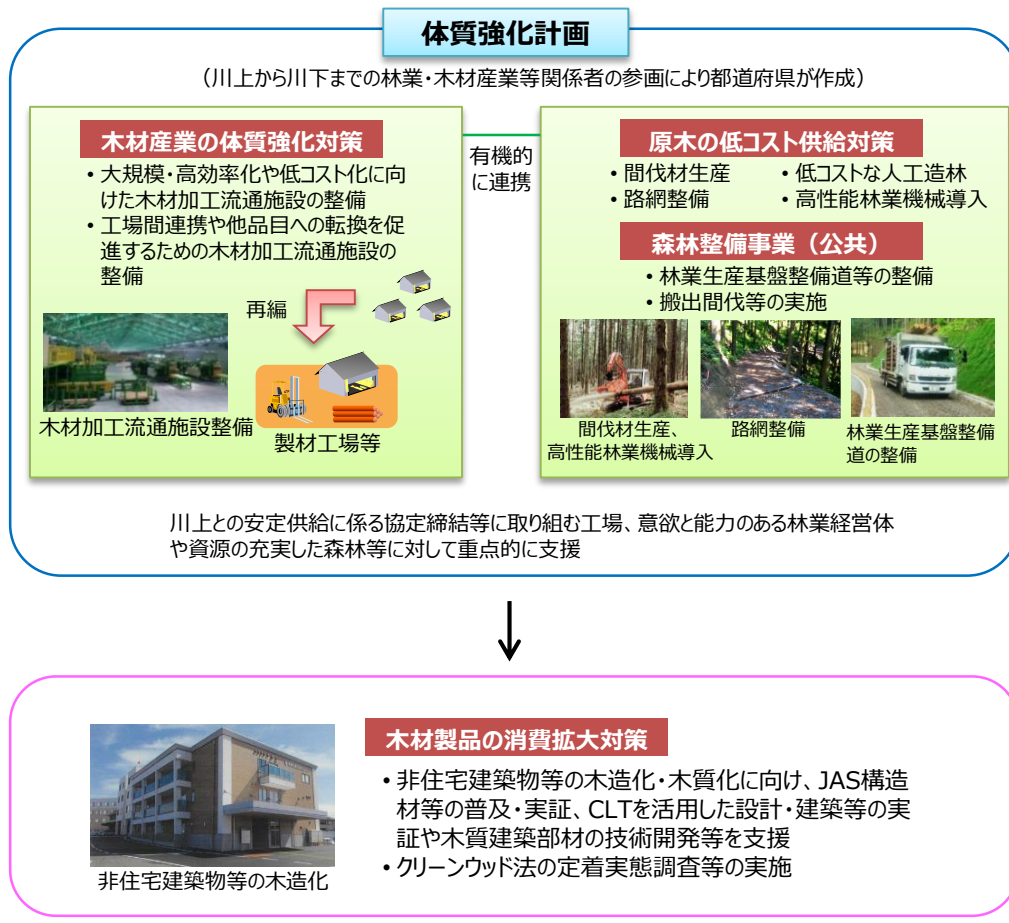
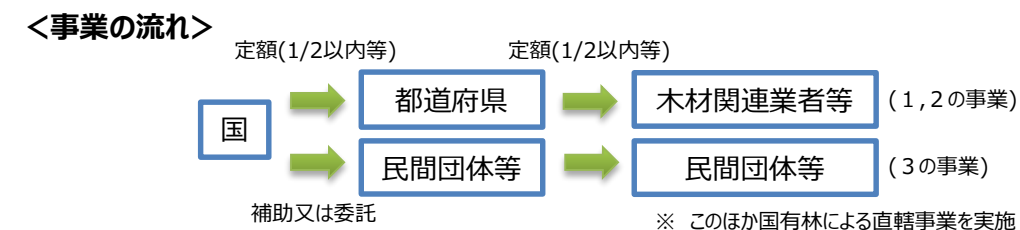
＜事業イメージ＞

1. 合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策 21,848百万円
「体質強化計画」に基づく以下の取組に対し支援します。

- ①**木材産業の体質強化対策**
合板・製材・集成材工場等の**大規模化・高効率化を始め、低コスト化を図るための木材加工流通施設の整備**、「再編計画」に基づく**工場間連携や他品目への転換等**に対し支援します。
- ②**原木の低コスト供給対策**
原木を低コストで安定的に供給するための**間伐材生産、低コストな人工造林、路網整備、高性能林業機械の導入等**に対し支援します。

2. 森林整備事業＜公共＞ 12,800百万円
事業対象区域において**幹線となる林業生産基盤整備道等の路網整備と搬出間伐等**を実施し、合板・製材・集成材工場等に低コストで安定的に原木を供給します。

3. 木材製品の消費拡大対策、「クリーンウッド」利用推進事業 4,600百万円
非住宅分野等の、外構部も含めた木造化・木質化に向け、**JAS格付実績の低い構造材等の普及・実証の取組、CLTの建築等の実証、木質建築部材の技術開発等**に対し支援します。また、**クリーンウッド法の定着実態調査等**を実施します。



<対策のポイント>

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現するため、新たな森林管理システムが導入される地域を中心に、**間伐や路網整備、再造林等を推進**するとともに、国土保全や地球温暖化防止等に貢献します。

<政策目標>

森林吸収量2.7%以上（平成17年度比）の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ha）

<事業の内容>

1. 間伐や路網整備、再造林等

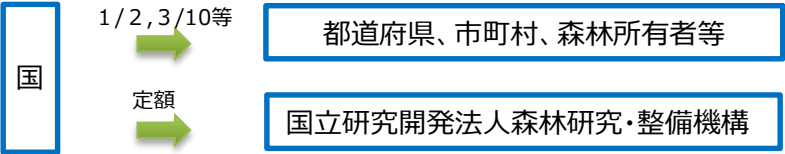
森林環境保全直接支援事業	23,445 (23,194) 百万円
森林資源循環利用林道整備事業	2,046 (1,833) 百万円
林業専用道整備事業	1,015 (1,000) 百万円

- ① 森林資源が充実した区域等において、**路網ネットワークを形成するため森林作業道、林業専用道、林業生産基盤整備道をバランスよく整備**します。また、**効率的な森林整備のための航空レーザ計測等**を実施します。
- ② **再造林や間伐等の森林整備を推進**することで、健全な森林を育成します。

2. 台風等の気象害を受けた被害森林や奥地水源林等の整備

特定森林再生事業（環境林整備事業を再編）	2,598 (2,850) 百万円
水源林造成事業	25,216 (24,845) 百万円

<事業の流れ>



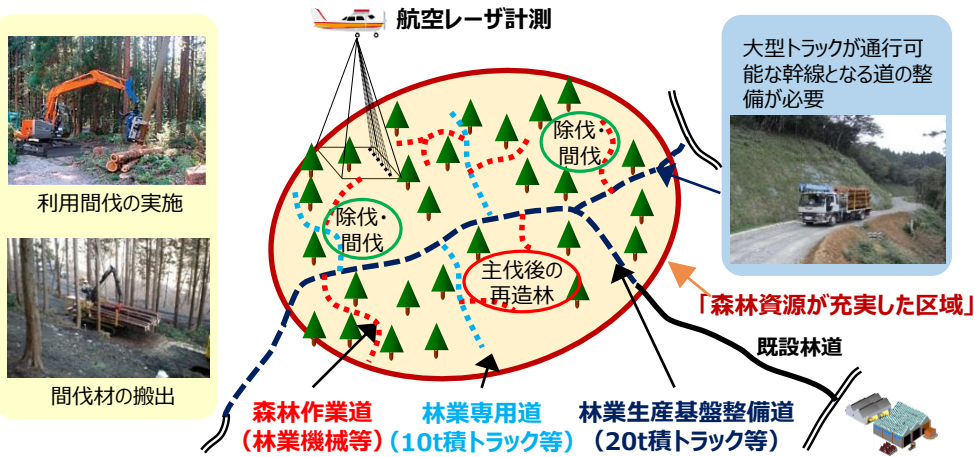
※このほか国有林による直轄事業を実施

<事業イメージ>

新たな森林管理システムを支える条件整備
（森林の経営管理を集積・集約化する地域を中心として重点的に支援）

- 木材生産と森林管理を行うための路網整備
- 利用間伐等の促進

- ・ 路網ネットワークを形成するため森林作業道、林業専用道、林業生産基盤整備道をバランスよく整備
- ・ 間伐等により、適切な森林管理と木材の利用促進を両立



※ このほか、台風等の気象害を受けた被害森林の整備などを推進

＜対策のポイント＞

新規就業者の確保・育成や林業への就業前の青年に対する給付金の支給等を行うとともに、多様な担い手の育成等について、総合的に取り組みます。あわせて、新たな森林管理システムの運営に当たって市町村への指導・助言を行える技術者を養成し、地域の森林・林業行政の支援体制を構築します。

＜政策目標＞

○新規就業者の確保（1,200人〔平成31年度〕）

○林業労働災害死傷者数（平成29年比5%以上減少〔平成34年まで〕）

○林業労働災害死亡者数（平成29年比15%以上減少〔平成34年まで〕）

○新たな森林管理システムの支援を行える技術者の育成（1,000人〔平成35年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 森林・林業新規就業支援対策 4,638（4,810）百万円

① 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業 4,334（4,500）百万円

就業ガイダンス及び林業作業士（フォレストワーカー）研修（集合研修とOJTを組み合わせた3年間の体系的な研修）等に必要な経費を支援します。

② 緑の青年就業準備給付金事業 272（272）百万円

林業大学校等において、林業への就業に必要な知識・技術等の習得を促進し、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年を支援します。

③ 多様な担い手育成事業 31（38）百万円

高校生等に対する就業体験、女性林業者の活躍促進のための課題解決、林業グループの育成に対する取組等を支援し、多様な担い手を育成します。

2. 新たな森林管理システム導入円滑化対策 30（-）百万円

○ 新たな森林管理システムの円滑な運営を図るため必要な技術・指導力を有し、市町村の森林・林業担当職員を支援する人材を養成するとともに、その技術水準の維持・向上を図るための継続教育等を実施します。

また、新たな森林管理システムに係る業務運営の対応力を養成するため、都道府県等が行う実践型研修（OJT）の実施に対して支援します。

＜事業の流れ＞

国

定額

民間団体等

定額

林業事業体

（1①の事業）

定額

都道府県

定額

給付対象者

（1②の事業）

委託、定額

民間団体等

（1③、2の事業）

定額

都道府県等

（2の事業）

＜事業イメージ＞

1. 森林・林業への新規就業の支援

就業前

就業後

高校生等の就業体験

林業大学校等で学ぶ青年への給付金の支給
（最大150万円／年・人を最長2年間支給）

※1 給付金については、林野庁が示すカリキュラムの導入を要件化。

※2 また、インターンシップ研修を実施する場合、経営管理実施権の設定を受けている林業事業体において優先的に実施。

就業ガイダンスの開催

トライアル雇用
（最大3ヶ月の短期研修）

フォレストワーカー研修
（9万円／月・人等を最長8ヶ月助成）

※1 フォレストワーカー研修（1年目）については、①研修生の定着率を反映した助成方法、②新たな森林管理システムへの対応状況、月給制の導入及び労働安全の取組に応じた優先配分等を導入。

※2 労働安全対策の強化等の観点から、研修のカリキュラムを見直し。

2. 新たな森林管理システムの円滑な運営に必要な人材育成

市町村を指導できる技術者を養成する研修の実施

都道府県等が行う実践型研修（OJT）への支援

新たな森林管理システムの運営を支援する人材の育成

＜対策のポイント＞

森林の多面的機能の発揮を図るとともに山村地域のコミュニティを維持・活性化させるため、**地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援**します。

＜政策目標＞

- 各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合（8割 [平成33年度まで]）
- 自主的に横展開を図る取組を行うなど地域コミュニティの維持・活性化につながる活動を行った活動組織の割合を毎年度増加

＜事業の内容＞

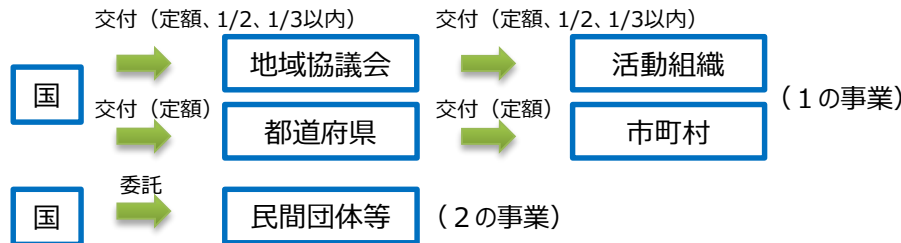
1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 1,413 (1,483) 百万円

- 地域住民、森林所有者等地域の実情に応じた3名以上で構成する**活動組織**が実施する**里山林の保全、森林資源の利活用等の取組**を支援します。
- **森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林を対象に、1活動組織当たり500万円/年（国からの交付額）を上限として支援**します。採択にあたっては、**3年間の活動計画等**が必要です。
- **地方公共団体の支援のある活動や地域コミュニティの活性化を図るため中山間地域における農地等の維持保全にも資する取組、有人国境離島地域で計画された活動等**を行う場合は、**優先的に支援**します。

2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 12 (18) 百万円

- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金による**活動の成果を評価・検証**します。
- 地域協議会、活動組織を集めた**活動内容の報告・意見交換会等**を開催します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

